

自家用電気工作物保安管理業務委託 特記仕様書

1 適用

この特記仕様書は、秋田県秋田地域振興局建設部が管理する次の施設における自家用電気工作物保安管理業務（以下「業務」という）について定める。

業務の履行にあたり、一般事項については、「秋田県〔設計業務等共通仕様書〕令和7年10月1日以降適用」（以下「共通仕様書」という）を準用する。

2 業務履行場所

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 手形山大橋起点(A)融雪施設 | 秋田県秋田市手形大松沢地内（電熱ヒーティング [®] ） |
| (2) 手形山大橋終点(B)融雪施設 | 秋田県秋田市手形大松沢地内（電熱ヒーティング [®] ） |
| (3) 手形山融雪施設 | 秋田県秋田市手形山大沢地内（ヒートポンプ [®] ） |
| (4) 手形山2融雪施設 | 秋田県秋田市手形山東町地内（ヒートポンプ [®] ） |
| (5) 手形融雪施設 | 秋田県秋田市手形新栄町地内（ヒートポンプ [®] ） |
| (6) 手形陸橋融雪施設 | 秋田県秋田市手形新栄町地内（ヒートポンプ [®] ） |
| (7) 通町融雪施設 | 秋田県秋田市保戸野通町地内（ヒートポンプ [®] ） |
| (8) 八橋融雪施設 | 秋田県秋田市八橋運動公園地内（ヒートポンプ [®] ） |
| (9) 南町融雪施設 | 秋田県秋田市檜山登町地内（ヒートポンプ [®] ） |
| (10) 手形陸橋北側歩道融雪施設 | 秋田県秋田市千秋城下町7地内（電熱ヒーティング [®] ） |

3 業務履行期間

自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月 31日

4 電気工作物の概要

(1) 手形山大橋起点(A)融雪施設 (需要設備)

受電電圧	設備容量	使用期間	備考
高圧	700kVA	12月1日～3月31日	融雪設備
低圧	3kVA	通年	通路照明

(2) 手形山大橋終点(B)融雪施設 (需要設備)

受電電圧	設備容量	使用期間	備考
高圧	600kVA	12月1日～3月31日	融雪設備
低圧	3kVA	通年	通路照明

(3) 手形山融雪施設 (需要設備)

受電電圧	設備容量	使用期間	備考
高圧	500kVA	12月1日～3月31日	融雪設備
未通電		4月1日～11月30日	休止月

(4) 手形山2融雪施設 (需要設備)

受電電圧	設備容量	使用期間	備考
高圧	300kVA	12月1日～3月31日	融雪設備
未通電		4月1日～11月30日	休止月

(5) 手形融雪施設 (需要設備)

受電電圧	設備容量	使用期間	備考
高圧	300kVA	12月1日～3月31日	融雪設備
低圧	3kVA	通年	通路照明

(6) 手形陸橋融雪施設 (需要設備)

受電電圧	設備容量	使用期間	備考
高圧	200kVA	12月1日～3月31日	融雪設備
未通電		4月1日～11月30日	休止月

(7) 通町融雪施設 (需要設備)

受電電圧	設備容量	使用期間	備考
高圧	150kVA	12月1日～3月31日	融雪設備
低圧	5kVA	通年	内部照明等

(8) 八橋融雪施設 (需要設備)

受電電圧	設備容量	使用期間	備考
高圧	200kVA	12月1日～3月31日	融雪設備
低圧	5kVA	通年	照明換気

(9) 南町融雪施設 (需要設備)

受電電圧	設備容量	使用期間	備考
高圧	150kVA	12月1日～3月31日	融雪設備
低圧	5kVA	通年	照明換気

(10) 手形陸橋北側歩道融雪施設 (需要設備)

受電電圧	設備容量	使用期間	備考
高圧	150kVA	12月1日～3月31日	融雪設備
未通電		4月1日～11月30日	休止月

5 業務内容

(1) 定期点検

定期点検として、月次点検及び年次点検を実施するものとする。内容は次のとおり。

ア 月次点検

主として運転中の施設の点検及び試験などを別表「巡視、点検項目表」により行うものとする。(簡易的に実施できる補修を含む。詳細は別途協議)

イ 年次点検

主として施設の運転を停止して点検及び試験などを別表「巡視、点検項目表」により行うものとする。この場合、月次点検も併せて行うものとする。

(2) 臨時点検

臨時点検は、施設に異常が発生した場合、又は発生する恐れがあると判断した場合に行うものとする。(必要の都度)

また、指示計器及び高圧機器の絶縁油の点検等も行う。(必要の都度)

(3) 不良箇所改修の指導助言 (必要の都度)

(4) 事故発生時の応急処置の指導及び事故原因調査並びに再発防止対策の指導 (必要の都度)

(5) 電気関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導 (必要の都度)

(6) 電気関係法令に基づく立入検査の立会 (必要の都度)

6 提出書類

次の書類を記載の期限までに提出するものとする。その他の書類については、共通仕様書の規定を準用するものとする。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| (1) 業務計画書 | 1部 | (契約締結後速やかに) |
| (2) 点検報告書 | 1部 | (各点検の都度速やかに) |
| (3) その他必要な書類 | 監督職員と協議により決定 | |

7 業務を実施する者の資格

電気事業法施行規則第52条の2に定める要件に該当すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

自家用電気工作物保安管理業務委託 現場説明事項書

1 必要書類の作成について

外部委託承認申請や保安規定届出書等、経済産業省への提出が必要な書類の作成業務も含まれるものとして見積もってください。

2 再委託の禁止

本業務での再委託は契約書により禁止されております。